

## 令和7年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり変更しました。

令和8年3月5日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市信州新町左右の一部	令和9年3月31日まで
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻、日の各一部	令和9年3月31日まで
東筑摩郡朝日村	東筑摩郡朝日村大字古見、大字針尾の各一部	令和9年3月31日まで
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の各一部	令和9年3月31日まで